

学校給食についてのお知らせ

平成21年〇月〇日
佐世保市教育委員会

佐世保市では、すべての小学校と中学校9校で学校給食を実施しています。
保護者の皆さまには、学校給食の目的やしくみについてご理解のうえ、今後ともご協力い
ただきますようお願いいたします。

◇学校給食の役割◇

学校給食法で定められている7項目の目標を達成するため、食育の「生きた教材」と
して活用しています。

- 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 2 日常生活における食事について正しい理解を深め健全な食生活を営むことができる判断力を
培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然
を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 食生活が食にかかる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤
労を重んずる態度を養うこと。
- 6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 7 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

◇学校給食の食事内容◇

学校給食の食事内容は、文部科学省で定められている栄養所要量、食品構成の基準に
基づいており、子供たちの発達段階に応じて、健康の保持増進を図ることができるよう
バランスのよい給食を提供しています。

◇学校給食費について◇

学校給食費の額は1ヶ月 小学校《3,600円》、中学校《4,100円》です。

学校給食に必要な経費の負担については、学校給食法で次のように定められています。

- 施設・設備費整備費、修繕費、人件費 ⇒ 学校の設置者である佐世保市が負担
- 上記以外の経費（パン、米、牛乳、おかずなど食材料費など） ⇒ 保護者が負担

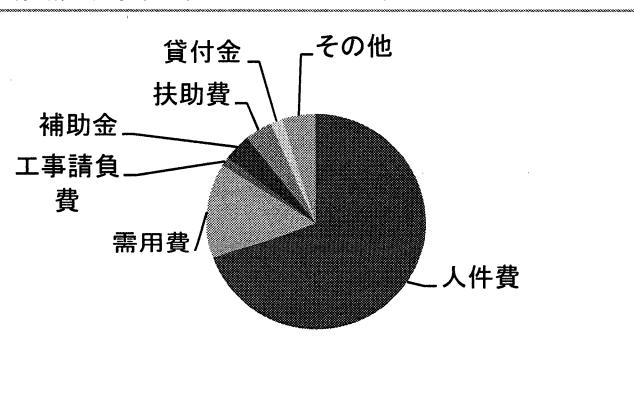
保護者の皆様から納入いただく学校給食費は、給食の食材を購入する費用に充て
られています。学校給食の役割をご理解のうえ毎月の期日までにお支払いをお願い
いたします。

経済的な理由により給食費の納入が困難な児童・生徒の保護者の方には、「就学
援助制度」による助成があります。なお、一定の所得制限がありますので、申請に
ついては学校にご相談ください。

◇学校給食に必要な経費について◇

平成19年度に佐世保市が負担した学校給食実施経費は次のとおりです。

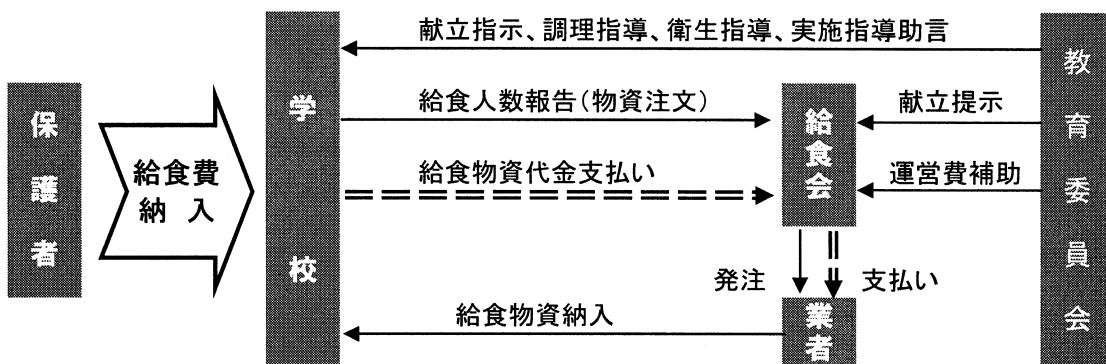
支 出 項 目	金額(千円)
人件費(調理士給与、賃金等)	763,638
需用費(光熱水費、消耗品費)	160,232
工事請負費	15,436
補助金(学校給食会運営)	23,141
扶助費(就学援助費)	42,081
貸付金(学校給食会運転資金)	20,000
その他(施設設備点検など)	53,651
合計	1,078,179



◇学校給食の流れ◇

- 献立原案作成
教育委員会栄養士、栄養教諭、学校栄養職員が献立の原案を作成します。
- 献立委員会で決定
献立委員会(保護者、校長、教諭、栄養教諭、学校栄養職員、調理士等の代表者など)で、検討し、決定します。
- 学校給食物資選定
学校給食会「物資審査委員会」(保護者、校長、教諭、栄養教諭、学校栄養職員、調理士等の代表者など)で、食材の品質、規格、価格を検討し、使用する物資を選びます。
- 給食物資発注
学校給食会が、物資を発注します。
- 給食物資納入・検収
学校給食会の指定業者が物資を納入し、各学校の調理士が、品質、鮮度、量などをチェックして受け取ります。
- 調理・配缶
各学校の調理士が、調理し、必要な量を各学級用の食缶につぎ分けます。
- 配送
(センター方式、親子方式)
配送業者が衛生面での規定を守り、各学校の配膳室へ配達します。
- 給食(給食指導)
教職員の指導のもと、児童・生徒が配膳を行い食事します。
- 食器等の洗浄・保管
給食終了後、配膳室に返却された食缶や食器を各調理場で、洗浄後保管します。
センター方式、親子方式は配送業者が回収し、調理校で洗浄・保管します。

◇学校給食食材(物資)購入の流れ◇



食材は、各学校から報告された人数をもとに、学校給食会が業者に発注し、業者から学校に納入される。
学校給食物資代金は、学校から学校給食会をとおし業者に支払われる。
学校給食会で各学校分をとりまとめ一括発注することで、一定の品質で安価な購入が可能となっている。

◇家庭での食育について◇

家庭は、日々の生活を通じて食に関する知識や調理技術、食事マナーや文化などを身につけていく食育の中心となる場です。学校では、学校給食はもとより、各教科において食に関する指導を行っています。

各ご家庭におかれでは、家庭が、食育に重要な役割を果たしていることをご理解いただき、子供たちの望ましい食習慣の定着、食や健康に関する知識の習得ができるよう食育への取り組みをお願いいたします。

平成21年○月○日

保 護 者 様

佐世保市長
佐世保市教育長
佐世保市立○○○学校長

学校給食費納入に関する同意書の提出について

○○の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、本市の教育行政推進に関しましては、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、佐世保市では、学校給食を生きた教材として、子どもたちが望ましい食習慣を形成し、食に関する正しい知識を習得することを目的とし、学校教育の一環として全員給食を実施しています。(食物アレルギーで給食の提供が困難な場合を除く。)

学校給食費については、学校給食法で、学校給食運営に必要な経費のうち、施設・設備費や人件費以外の食材費等について保護者が負担することと定められており、学校給食費の未納は、学校給食の円滑な実施に支障をきたすことにもなりかねません。本市の学校給食の円滑な運営には、保護者の皆様の適切な学校給食費納入が不可欠です。

しかし、残念ながら昨今、社会問題となっております学校給食費未納が、本市におきましても年々増加している実情があります。

そこで、本市では、平成21年度から、深刻化する学校給食費未納への対応として、理由なく滞納されている保護者に対して、専門の徴収員による戸別訪問徴収に加え、簡易裁判所への「支払督促申立」や「差し押さえ」等の法的措置を実施することになりました。

このようなことから、保護者の皆様のご理解とご協力を得ながら、学校給食費の納入に関し、保護者と学校給食の実施責任者である佐世保市との間で書面での確認を交わすことにいたしました。

保護者の皆様には、大変お手数をおかけしますが、趣旨をご理解のうえ、別紙の「学校給食費納入同意書」を提出いただくようお願いいたします。

なお、学校給食費の納入や食物アレルギー等について、お困りや心配事等がありましたら、遠慮なく学校及び教育委員会学校教育課(24-1111 内線○○○○)までご相談ください。

以 上
(教育委員会学校教育課)

平成21年 月 日

学校給食費納入同意書

佐世保市長 様
佐世保市教育長 様
佐世保市立〇〇〇学校長 様

保護者

住 所 佐世保市

氏 名

印

連絡先電話番号

下記児童・生徒の学校給食費を学校長が指定する期限までに納入することに同意します。

児童 ・ 生徒	学校名	学校	年 組
	(ふりがな) 氏 名	-----	
	生年月日	平成 年 月 日	生
	住 所 電話番号	(保護者と異なる場合のみ記入してください) ()	

提出期限 平成21年〇月〇日(曜日)

提出先 お子様を通じ、学級担任までご提出ください。

※大変お手数ですが、学校給食の健全な運営のため、期日までに納入いただいている保護者の皆様にも、趣旨をご理解のうえご提出いただきますようお願ひいたします。

- 同意書は、児童・生徒1人について1枚ご提出ください。
- この同意書は児童・生徒の卒業、または市外転出時まで有効となります。
(小学生の場合は、中学校入学時には、再度提出が必要です。)
- 学校給食費の納入や食物アレルギーについて、お困りや心配事がありましたら、遠慮なく学校及び教育委員会学校教育課(24-1111 内線〇〇〇〇)までご相談ください。